

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年2月3日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(前金払)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により、登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割を超えない範囲内において前金払をすることができる。ただし、公共工事に要する経費のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費<u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、前金払の割合をこれらの経費の4割以内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(前金払)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により、登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の3割を超えない範囲内において前金払をすることができる。ただし、公共工事に要する経費のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費については、前金払の割合をこれらの経費の4割以内とすることができる。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県企業局財務規程の規定は、平成28年4月1日以後に新たに契約を締結する建設工事について適用する。